

直方市消防団応援の店実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、直方市消防団員（以下「団員」という。）の確保及び地域防災力の向上を目的として、市内の事業所又は店舗等（以下「事業所等」と）いう。」の協力を得て、団員及び家族等に一定のサービス等を提供して消防団を応援する直方市消防団応援の店（以下「応援の店」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 団員

消防組織法第19条に規定する消防団員。

(2) 家族等

応援の店がサービス等の提供を認める団員の家族及び同伴者。

(登録)

第2条 応援の店の登録を受けようとする事業所等は、消防団応援の店登録申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

(審査及び表示証等の交付)

第3条 直方市消防団長は（以下「団長」という。）、前条に規定する申請について、当該事業所等に消防団員を対象とした明確な優遇措置が設けられていると認めるときは消防団応援の店登録台帳(様式第2号)に登録するとともに、応援の店登録通知書(様式第3号)及び消防団応援の店表示証（以下「表示証」という。）を交付する。

(応援の店の表示)

第5条 応援の店は、次に示す場所等に表示証を表示することができる。

(1) 事業所等の見えやすい場所。

(2) 当該事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、看板及びホームページ等。

(登録の変更、廃止)

第6条 応援の店は、事業所等の名称、所在地、優遇措置の内容等の登録内容を変更または廃止しようとするときは、消防団応援の店登録内容変更・廃止届出書(様式第4号)を団長に提出するものとする。なお廃止した事業所等はすみやかに表示証を団長に返還しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 団長は、応援の店が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止し、前条の規定による届け出がないとき。
- (2) 第4条の要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) その他応援の店として適当でないと認められるとき。

2 団長は、前項に該当する応援の店に対し、表示証を返還させることができる。

(遵守事項)

第8条 団員は、応援の店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 応援の店の指示に従い、消防団長等が交付する団員証等（以下「団員証」という。）を提示しなければならない。なお、団員証に写真が貼付されていない場合は、運転免許証その他本人確認ができるものを併せて提示するものとする。
- (2) 優遇措置に関して、応援の店に強要してはならない。

2 団員証の利用にあたり、前項の規定に違反し、応援の店の指示を守らないことその他の事由により損害を与えたときの責任は、当該利用に係る団員証の所有者本人に帰する。

(公表)

第9条 団長は、事業所等の名称、所在地、優遇措置の内容その他必要事項を公表することができる。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。